

◇大阪市立芸術創造館条例の一部を改正する条例

- 1 利用料金の額の上限を改め、日曜日、土曜日及び休日の利用料金の割増料金を設けることにしました。
- 2 大阪市立芸術創造館の指定管理予定者の選定手続の特例を定めることにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この条例は、公布の日（令和8年3月31日）から施行することにしました。

（経済戦略局文化部文化課）